

審査基準

事務名	公共下水道管理者以外の者の行う維持・工事	
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第16条 ・承認工事及び承認維持事務要綱 	
処理機関	下水道事務所	
標準処理期間	60日間	
審査基準	要件	<p>当該申請が次の各号に掲げる事項等を満たしている場合、許可することができる。</p> <p>(1) 公共下水道として東京都下水道設計標準及び東京都下水道土木工事標準仕様書に基づいて適正に設計されていること。</p> <p>(2) 管きよの新設に係る承認工事については、排水区域及び排水量の既存公共下水道への配分が適正に行われていること。</p> <p>(3) 施行者が工事規模に応じた経済的能力、技術的能力等を有していること。</p>
	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 申請書 (2) 申請函等 (3) 委任状(承認工事の全部を自ら施工する場合には提出は不要) (4) その他下水道事務所長が必要と認めたもの
備考		